**特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明　申請チェックシート**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 |  | 性別 |  | 年齢 |  |

**１　証明発行対象者であることの確認**

（該当する項目にチェックまたは記入してください）

**□創業前の人（現在、事業を営んでいない個人）**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 現在、何も事業を営んでいない。 |
|  | 6か月以内の創業を予定している。 |
|  | 現在他の法人等で代表権のある地位に就いていない。 |

**□創業済みの人、事業を開始して5年未満の個人・法人**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 事業開始日から5年を経過していない。（5年未満である） |
|  | 事業を開始した日に「事業を営んでいない個人」であった。 |
|  | 現在、他の法人等で代表権のある地位に就いていない。 |
|  | これから会社を設立する場合は、全ての事業を会社に移管し、個人事業は廃業する。 |

※事業を開始した日とは、個人事業は税務署に提出した開業届の開業日、法人は、法人設立登記日をいいます。

開業届出が未届であっても、既に事業を開始していることが明らかである場合には、既に創業しているものとみ

なします。

**★上記に当てはまらない人（事業を開始してから５年以上経過した人、既に会社を設立した人、新たに会社**

**を設立するが、個人事業を継続する人など）は、証明の発行の対象とはなりません。**

**（創業時に証明書の交付を受け、再交付を受ける場合を除きます）**

**２　事業開始時期の確認**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| あなたの状況 | チェック | 事業の開始時期 |
| 創業前 | 事業を営んでいない個人 | これから個人で開業する |  | 個人開業予定日 | 年　　月　　日 |
| これから法人を設立する |  | 法人設立予定日 | 年　　月　　日 |
| 創業済 | 事業を開始してから5年を経過していない個人 | 優遇措置を活用してこれから会社を設立する。 |  | 個人開業日 | 年　　月　　日 |
| 会社設立予定日 | 年　　月　　日 |
| 会社を設立する予定はない。 |  | 個人開業日 | 年　　月　　日 |
| 事業を開始してから5年を経過していない法人 | 個人で創業し、その後法人を設立した |  | 個人開業日 | 年　　月　　日 |
| 法人設立登記日 | 年　　月　　日 |
| 創業時に法人を設立した |  | 法人設立登記日 | 年　　月　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書に記入する事業の開始時期　 | 　　　　　　　　年　　　月　　　　日 |

この日付と申請書に記入する「5　事業の開始時期」の日付は一致します。

　個人で創業し、その後法人を設立して5年未満の人は、申請書には個人開業日を記入してください。

**裏面にも記入をお願いします。**

**２　申請要件の確認**

　申請の要件を満たし、必要な書類がそろっていることを確認してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | １か月以上に渡って４回以上、対象となる特定創業支援等事業者から支援を受け、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の経営知識をすべて習得した。 |
|  | 必要書類（申請書・同意書・確認書）が揃っている。＜創業済みの人＞　　税務署受付印のある開業届（コピー）・履歴事項全部証明書＜代理人が申請書の提出・証明書の受領を行う場合＞　　　委任状 |

**３　優遇措置の利用予定**

証明を受けて活用を希望する優遇措置をチェックしてください。（複数選択可能）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 会社設立時の登録免許税の軽減（会社を設立するして創業する場合） |
|  | 会社設立時の登録免許税の軽減（創業後5年未満の個人事業主が、会社を設立する場合） |
|  | 創業関連保証の特例 |
|  | はままつ起業家カフェの創業関連補助金 |
|  | 浜松市融資制度（創業サポート資金）　 |
|  | 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ　 |
|  | その他　**用途を記入→（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）** |

**４　必要な証明書の数**

必要な証明書の通数を記入してください。１つの優遇措置の利用に対して１通の証明書が必要です。

|  |
| --- |
| 　　　　　　通 |

**５　証明書の受領方法**

証明書を受領する方法をチェックしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 窓口で交付を受ける。 |  |
|  | 郵便による郵送 | あて先を記入し、送料分の切手を貼付した返信用封筒 |